

令和5年3月20日

医学科生 各位

医学部長

医学科における学生団体の課外活動の制限について【第24報】

令和5年3月9日付け理事(学生・国際担当)通知「学生団体の課外活動の制限について」(以下、「理事通知」という。)を受け、令和4年12月28日付で通知しました「医学科における学生団体の課外活動の制限付き再開について【第23報】」を、下記の赤字部分のとおり更新しましたので、お知らせします。なお、臨床実習生についても活動を可とします。

◎今回の主な改正点

- ・新型コロナウイルス感染対策としての「イベント開催・大会参加、宿泊を伴う活動に関する事前申告」の運用を終了する。(コロナ禍以前からの手続きである「大会等届」については、提出の必要あり)

記

(1) 課外活動の制限について

- ・サークル活動については、各競技・活動等に応じた感染防止対策に留意のうえ実施すること。
- ・学生団体内で複数の感染者が確認された際、感染拡大防止の観点から、一時的に当該団体の活動を停止する場合がある。

(2) イベント開催・大会参加、宿泊を伴う活動に関する事前申告

新型コロナウイルス感染対策としての事前申告の運用を終了するが、コロナ禍以前からの手続きである「大会等届」は提出が必要である。その際は、本紙を学生支援課へ、写しを学務課へ提出すること。

(3) 活動の際に徹底すべきこと

サークル活動を行う場合は当該サークル主将または副主将など団体を代表するものの責任において、以下を徹底すること。

※学生団体内で感染者が確認された場合は、その活動状況について学務課へ報告すること。

- ① 学生の参加については、「医学科における学生の行動制限について」の遵守を前提とする。

- ② 部員が「リスク管理のために不参加」と決断できるように配慮をすること。
- ③ 活動の際は、誰が参加したかを各団体において管理すること。
- ④ 活動の際は、参加者に発熱、風邪症状等の体調不良がないか確認し、体調不良がある場合には、サークル活動に参加させないこと。
- ⑤ 活動の際は、各競技団体が出している新型コロナウイルス感染症対策についてのガイドラインを遵守すること。
- ⑥ 指導者に関しては、毎回、風邪症状等の体調不良がないかを確認し、感染防止対策に留意のうえ指導を受けること。
- ⑦ 屋内施設を利用する際には、換気等に留意すること。
- ⑧ 飲食については、「医学科生の行動制限について」を遵守すること。
- ⑨ 飲料ボトル、コップ、タオル等は共用しない。
- ⑩ 部室、更衣室、シャワー等の利用においては、手洗い・うがい・換気を徹底のうえ、密とならないよう十分注意すること。
- ⑪ 感染対策（施設の消毒、換気、3密対策）が実施されている施設を選択し、本ルール  
の厳守に加え各施設のルールを厳守するとともに、イベントの性質に応じてマスクの  
着用など、各自での感染対策にも十分注意すること。

以 上